# 那須塩原市まちなか交流センター フードコート (厨房) 出店者 募 集 要 項



施設外観



厨房1

令和7(2025)年7月 那須塩原市産業観光部 商工振興課商業係

## 那須塩原市まちなか交流センターの概要

那須塩原市では、コンパクトシティ、都市機能向上、持続可能な都市づくり、中心市街地活性化等を実現するため、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業に取り組み、那須塩原市まちなか交流センター(愛称:くるる)、那須塩原市図書館(愛称:みるる)等のハード整備を行いました。

まちなか交流センターは、黒磯駅前通りに面しており、屋外にはイベントが開催可能な広場と駐車場、建物内には、地元食材を活用した飲食物を提供するフードコート、地域の特産物等を販売するマルシェなどが開催できる屋内広場のほか、ステージ、展示スペース、多目的室、キッチンスタジオ、音楽室、キッズエリアなどの多様な貸館スペースがあり、年代を問わず多くの方に、多目的に利用いただける施設です。

## 1 施設の概要

- (2) 所在地 栃木県那須塩原市本町6番32号
- (3) 建物概要 敷地面積 3,723.27 ㎡ (道路向かいに第2駐車場1,113.72 ㎡)

延床面積 1,364.41 ㎡

建物構造 鉄骨造 地上1階建て

駐車場 50 台 (正面駐車場 19 台+第 2 駐車場 31 台)

- (4) オープン 令和元(2019)年7月20日
- (5) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- (6) 休館日 毎月第2・第4火曜日(祝日の場合はその翌日)

年末年始(12月29日~1月3日)

(7) 交通アクセス (電車) J R宇都宮線 黒磯駅まで約200m (徒歩3分)

( 車 )東北自動車道 那須 I Cまで約 5.3 km (約 11 分)

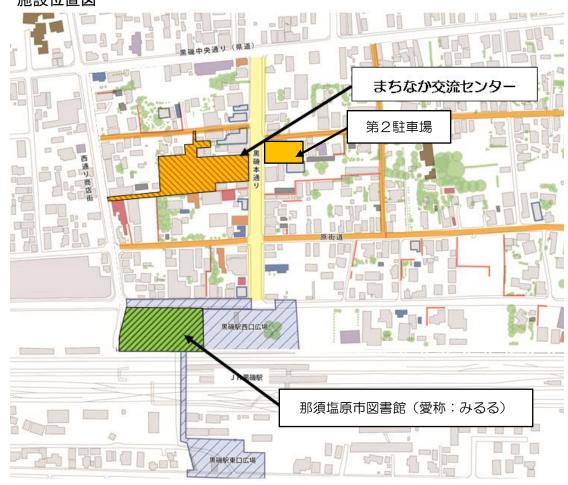
黒磯板室 I Cまで約8.5km(約18分)

国道4号(黒磯バイパス)まで約2km(約4分)

## 2 施設の特徴

- (1) 施設は原則一般開放されますが、貸館に関わる施設の利用については事前に申請し、市長の許可を受ける必要があります。
- (2) 貸館利用は、令和7年4月1日から原則有料としました。ただし、減免基準に該当する場合は使用料の減額又は免除の適用を受けることができます
- (3) 黒磯駅前に令和2年9月にオープンした那須塩原市図書館(愛称:みるる)があり、 駅周辺地区の賑わい創出のため、各種事業を連携して行っています。
- (4) 令和6年度の来館者数は約46,668人(令和6年4月~令和7年3月)。
- (5) 令和6年4月から、施設は指定管理者による管理運営を行っています。

## 3 施設位置図



## 施設平面図 4 持入倉庫 展示スペース 多目的室2 駐輪スペース 多目的室1 (和室) 倉庫 厨房2 黒磯本通り 事務室 1 屋内広場 | | | | 屋外広場 屋外広場 1111 駐車場 倉庫 倉庫 音楽室 電気室 水洗 至黑磯駅 0m 10m 20m 40m

## フードコート(厨房)出店事業者募集要項

#### 1 募集の目的

まちなか交流センターは、「人と食を育む交流の家」を基本コンセプトとした施設で、 地域の食材や特産品の紹介、販売の促進、地元起業志望者の支援、文化芸術活動の振興等 を通じて、地域の食文化、食産業、それらに関わる人材を育成するとともに、地域の交流 の活性化を図り、地域の人々が集まり、語らい、くつろぎ、成長できる「家」のような空間づくりを目指しています。

飲食事業により施設の設置目的の実現に寄与することができる事業者を求めるとともに、 市内で新規出店を目指す熱意のある人材を広く求めることを目的として厨房出店事業者を 募集します。

#### 2 募集の内容

まちなか交流センターのフードコートには、厨房 1 (一般用) 及び厨房 2 (チャレンジショップ用) があり、そのうち今回は、厨房 1 (一般用) の出店事業者を募集いたします。 応募があった事業者を審査し、1 事業者を出店事業者として決定します。

決定後、厨房1 (一般用) を使用できる期間は定めがありませんが、使用許可は1年ごとに行います。使用を開始する日は、出店事業者の希望をもとに市が指定します。

## 厨房1(一般用)の施設の詳細

- ○面 積 43 96 m²
- ○客 席 カウンター7席程度 ※他に、フードコート内に飲食店利用者席あり
- ○床仕様 ドライ・非耐熱仕様(約50度まで) ※厨房用長尺塩ビシート
- 〇備 品 冷蔵庫、調理台、シンク等(コンロなし)。新規に備品を設置する場合の費用は、原則事業者の負担となります。
- ○使用料 月額 40,000 円+電気上下水道使用量相当額
- 〇その他 ガス、電話、ごみ処分、宣伝広告等の事業に関する費用(契約含む)は、出 店事業者の負担となります。※ガスについては、当施設指定の事業者との契 約となります。

館内のフリーWi-Fi を利用することができます。

#### 現在の利用状況

- ○厨房 1 の前出店者は、和をコンセプトとしたカフェを営業しており、あんみつやぜんざいなどのスイーツのほか、うどんやそばなどの食事提供やパンの販売をしています。
- ○厨房2の出店者は、カフェを営業しています(令和7年12月28日まで)。コーヒーや、 動物性食品及び小麦粉を使用しないメニュー、米粉を使用したスイーツも販売していま す。

#### 3 応募及び施設利用の要件

応募及び施設利用の要件は、次のとおりです。

- (1) 全国の個人又は法人で、飲食店の経営経験がある事業者
- (2) まちなか交流センターの設置目的を理解し、運営に協力的であること。
- (3) 市(指定管理者)、他の出店者、施設利用者等と協調、協力できること。
- (4) 地元食材を活用したメニューの開発・提供、情報発信、集客のための取り組み、施設で開催されるイベント等への協力を積極的に行うこと。
- (5) 安定した経営能力を有し、適切な資金計画のもと、施設使用料を確実に支払えること。
- (6) 出店・営業に際して必要な許可、免許等を有すること。または、許可、免許を受けることが確実であること。
- (7) 那須塩原市の市税を完納していること。

- (8) 那須塩原市暴力団排除条例(平成24年那須塩原市条例第3号)第2条第1号、第5号 又は第6号に該当する者でないこと。
- (9) 那須塩原市まちなか交流センター条例、同条例施行規則をはじめ、各種法令、条例等を遵守すること。

#### 4 応募の方法

#### (1) 提出書類

- ①那須塩原市まちなか交流センターフードコート応募用紙<厨房1用> (様式1)
- ②登記事項証明書(個人の場合は住民票)※発行から3か月以内のもの
- ③納税証明書(那須塩原市に市税の滞納がないことの証明)
  - ※法人の場合は、法人名義及び代表者名義の証明書を添付すること。
  - ※那須塩原市の市税が賦課されていない場合でも必ず添付すること。

## 注意事項

- ○提出書類は、出店者審査及び決定後の支援検討資料として使用し、それ以外の用途に は使いません。
- ○提出書類は、募集締切後は一切返却いたしませんので、ご了承ください。
- ○提出書類の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- ○次のいずれかに該当する場合、その者の応募を無効とします。
  - ▶ 提出書類が不足しているとき
  - ▶ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合していないとき
  - ▶ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
  - ▶ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
  - ▶ その他、募集要項に定める要件に違反したとき

#### (2) 提出方法

提出書類は、那須塩原市産業観光部商工振興課の<u>窓口に持参</u>するか<u>郵送</u>により提出してください。なお、郵送する場合は必ず書留とすること。

## 提出先(郵送先)

**∓** 325−8501

栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市産業観光部商工振興課商業係

#### (3) 募集期間

令和7年7月18日金 ~ 令和7年9月26日金

- ※土日祝日は除く。
- ※窓口での受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ※締切後の提出には一切応じられませんのでご了承ください。

## (4) 現地見学

厨房の室内を見学したい方を対象に、次の日程に限り現地見学を受け付けます。希望される方は、希望する日程の1週間前までに那須塩原市産業観光部商工振興課商業係に申し込んでください。

- ① 令和7年8月4日(月) 午後2時~午後5時
- ② 令和7年8月25日(月) 午後2時~午後5時
- ③ 令和7年9月8日(月) 午後2時~午後5時

#### 申込先

那須塩原市産業観光部商工振興課商業係 電話 0287-62-7154

#### (5) 質疑・問い合わせ

本件に関し、質疑又は問い合わせがある場合は、次の方法により行ってください。

- ① 期 間 令和7年7月22日火午前9時 ~ 9月26日 金午後5時
- ② 方 法 那須塩原市まちなか交流センターフードコート出店者応募に係る質問兼 回答書 (様式 2) により、ファックス又は電子メールで送信してください。

随時、ファックス又は電子メールにより個別に回答いたします。

※内容によっては、個人情報を伏せた形で市ホームページに掲載することがあります。

③ 送付先 那須塩原市産業観光部商工振興課商業係

〈ファックス〉 0287-62-7223

〈電子メール〉 shoukou@city.nasushiobara.tochigi.jp

※タイトルを「まちなか交流センターフードコート質疑」として送信して てください。

#### 5 審査基準

次の審査基準に基づく採点表を用い、審査を行います。

	評価項目	審査のポイント
1	コンセプト	店舗のコンセプト(特徴、セールスポイント)はまちなか交流センターにふさわしく魅力があるか。
2	創業への熱意、適性	飲食店創業に対する熱意や適性が感じられるか。
3	事業計画の妥当性	メニュー、金額、営業時間、人員体制、安全管理、収 支見込等の計画は実現可能で妥当なものか。
4	提案の妥当性	集客、地元食材の活用、情報発信、イベント協力等の 提案は実現可能で魅力あるものか。

## 6 審査等スケジュール (予定)

#### (1) 一次審査(書類審査)

期限までに提出があった事業者を対象に、選考委員会の委員による応募書類の一次審査を行います。

応募が多数の場合、得点上位の3事業者を一次審査通過とします。審査結果については、応募者全員に通知します(令和7年10月中旬頃の見込み)。

## (2) 二次審査 (ヒアリング)

一次審査通過者を対象に、二次審査を行います。二次審査では、選考委員会の委員によるヒアリングを行います。

二次審査は、令和7年10月下旬の実施を予定しています。具体的な日時は、令和7年10月中旬頃、対象者に対し通知します。

#### (3) 最終審査

一次審査及び二次審査の結果をもとに、選考委員会において出店事業者を最終決定いたします。

結果につきましては、令和7年11月上旬頃、二次審査対象者全員に通知します。なお、決定した事業者は、市公式ホームページ等で公表します。

## (4) 施設利用の開始

出店事業者には、施設(厨房)の利用許可に関する手続きを行っていただきます。施設利用を開始する日は、出店事業者の希望をもとに市が指定します(令和8年2月頃を想定)。なお、出店できる期間については定めがありませんが1年ごとに利用許可手続きが必要です。

## (5) 営業開始

出店事業者が営業を開始する日は、市と出店事業者が協議の上決定します(令和8年3月頃を想定)。

## 7 注意事項

- (1) 営業する場合に必要となる許認可申請、届出及び資格取得については、出店事業者の責任において行ってください。
- (2) 毎月の使用料の支払いは、市が指定する方法、期日により行うことになります。
- (3) 施設(厨房)を利用する権利を譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 利用許可を受けた目的以外で施設(厨房)を利用することはできません。
- (5) 施設を退去する際は、施設、設備、備品等を原状に戻してください。施設内の改造は原則認められませんが、原状回復可能な軽微なものについては認められる場合がありますので、事前に相談してください。
- (6) 施設、設備、備品等を汚損、毀損、滅失した場合は、賠償を命じることがあります。
- (7) 従業員用の駐車場として、職員駐車場(施設から徒歩5分)が使用できます。
- (8) その他、本要項に記載されていない事項については、法令によるものとします。

厨房1平面図

